

長野県いじめ防止に関する総合対策推進条例(仮称) 骨子(案)へのご意見の概要と県の考え方

実施期間：平成26年11月21日～12月22日

意見提出者数：12人

意見件数：49件

※次の通り略称を用いています。

- ・「長野県いじめ防止対策推進条例(案)」は、「条例案」
- ・「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」は、「子ども支援条例」
- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」は、「基本方針」
- ・「いじめ防止対策推進法」は、「法」

お寄せいただいたご意見の概要と県の考え方は以下のとおりです。(※条例の項目にそって整理)

なお、条例の名称は、骨子案では「長野県いじめ防止に関する総合対策推進条例(仮称)」としていましたが、「長野県いじめ防止対策推進条例(案)」としました。

項目	No.	意見等の主旨	県の考え方(条例案への反映等)
目的	1	「総合的、効果的に推進する」とされているが、その先を踏まえ、「…推進し、もって児童生徒が安心して学校生活を送ることができるような社会を実現することを目的とする。」とした方がよい。	いじめの問題は県民総ぐるみで克服することが重要であることから、条例案の基本理念にその旨を掲げ、その上で、ご提案の趣旨を県民の役割として規定しました。
	2	法だけでなく、子どもの権利条約や憲法の趣旨も踏まえ、いじめが人権侵害であり、条例は人権侵害からの救済を目的にしたものであることを明確にすべき。	いじめが人権侵害である旨を条例案の目的に規定しました。
	3	子ども支援条例との関係を明確に。「いじめ防止対策推進法及び長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例の趣旨を踏まえ…」とすべきである。	条例案の目的に、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例と相まって」と規定しました。
定義	4	いじめの定義について、いじめを受けた児童等の視点に立ち、文部科学省の定義を引用している点は評価できる。	(骨子案に賛同いただいた意見として認識)
	5	法より広い範囲、保育園や大学も対象として欲しい。	本条例案は、法に準拠して児童生徒を対象としており、18歳未満を対象とする子ども支援条例と相まって施策を推進することとしています。
	6	同一の学校内でのいじめのみならず、他校間のもの、塾等でのもの等、子どもの成育に有害ないじめ全体を対象にして欲しい。	ご提案の趣旨は、条例案の基本理念に「学校の内外を問わずいじめが行われなくなること」と規定しています。

項目	No.	意見等の主旨	県の考え方(条例案への反映等)
基本理念	7	「いじめかどうか」という以前に、大人社会も含めた「人権侵害」への厳しい意識改革が望まれる。	ご提案の趣旨を踏まえ、今後とも社会人権教育など大人への啓発も推進していきます。
	8	冒頭を「いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうる」「誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある」「すべての子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、生命・身体に重大な危険を生じさせる可能性がある事態であることを認め、次に掲げる事項を基本として行う」としてほしい。	ご提案の趣旨は、条例案の目的及び基本理念に記述しています。
	9	(3)について「関係者が連携し」となっているところを、「関係者が連携協力し」と修正すべき。	条例案の基本理念に掲げる「県民総ぐるみ」に「協力」の意味を込めています。
いじめの禁止	10	いじめを絶対に許さない根拠を明示するため、児童生徒は、「いじめを受けない権利を有する。」と明記されたい。	条例案では、法にならっていじめの禁止を規定するとともに、いじめは人権を著しく侵害するものであることを規定しています。
	11	「いじめを行ってはなりません」といじめの禁止を明文化するのは反対。育ちゆく子どもには失敗する権利もある。いじめを止めたいのは、禁止されているからではなく、重大な人権侵害だからである。(他に同趣旨の意見 1件)	
県の責務	12	教員が、いじめの問題に対し子どもと向き合える環境の整備を盛り込んでほしい。教室の中で発達障がいを抱える子が数人いると、一人一人への対応は困難。いじめがあったときに子どもたちに丁寧な聞き取りが必要で、担任にかわって教室に入ってくれる人が必要。	教員が一人で抱え込まず、連携していじめ問題に対処する体制づくりが大切であると認識していることから、学校全体で取り組む旨を条例案の学校及び学校の教職員の責務に規定しています。また、新年度予算案において、スクールカウンセラーの配置拡充を図ることとしています。
	13	親も子も嫌な思いをしないように各機関(民生児童委員、法務局、人権擁護委員、児童相談所、市町村教育委員会など)がより強固な連携をするよう県教育委員会に求めたい。	ご提案の趣旨を条例案に規定し、関係者との更なる連携に努めていきます。
学校及び学校の教職員の責務	14	以下の視点に立ち、条文化すべき。 (1)学校及び教職員は、いじめを防止し、及び早期にいじめを発見するための体制を整え、子どもが安心して相談することができるよう環境を整備する。 (2)子どもがいじめについて自主的に考え行動できるよう、子どもとともにそれぞれの学校に応じた環境づくりに取り組む。 (3)各学校は、子どもが豊かなよりよい関係を構築できるように必要な取組を行う。	ご提案の趣旨は、条例案に記述しています。
	15	教師と子どもの間に、不必要な上下関係があり、子どもの人権が教職員に尊重されているとは言い難い環境がある。競争意識を活かして指導しがちな環境は子どもたちにとって安心できる場所ではない。	ご提案の趣旨を条例案に規定し、教職員の言動が児童生徒に与える影響を十分に認識して取り組んでいきます。
	16	「教職員の言動が児童生徒に与える影響を十分に認識」は是非入れてほしい。	(骨子案に賛同いただいた意見として認識)

項目	No.	意見等の主旨	県の考え方(条例案への反映等)
学校及び学校の教職員の責務	17	いじめた子に対して厳罰主義の対応ではなく、支援の必要な存在であることを明記してほしい。	条例案の学校及び学校の教職員の責務では、いじめられた児童生徒への支援と、いじめた児童生徒への指導について規定しています。ご提案の趣旨を参考にしながら、いじめ問題への対応に努めていきます。
	18	法はいじめた子どもに対して厳格な対応を要求しているが、いじめた子どもにも背景があるので、「いじめる子ども及びいじめられる子どもの心理及び背景に十分に配慮して、事実関係を見極めると共に、いじめられた子どものケアに配慮しつつ、双方の関係の修復に努める。」などの記述がほしい。 (他に同趣旨の意見 1件)	
	19	学校において、いじめを把握しても事態を軽視したり放置したりしないように、「適切かつ迅速に対処」する中身を具体化すべき。 また、罰則付きの規定にはできないのか。	条例案では適切かつ迅速に対処する内容として、いじめをやめさせること、再発防止、児童生徒及び保護者への支援等について記述しています。 なお、公立学校の教職員が非違行為を行った場合は、地方公務員法に基づき、県教育委員会が定める「処分等の指針」を踏まえ処分等を検討することとしています。
	20	「適切かつ迅速な対処」の内容として、いじめが起きた場合には、学校はその情報を被害者側の保護者に報告する義務があると考えます。	条例案に規定する「いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援」に当たっては、当然のこととして保護者に適切に情報提供がされるものと考えています。
	21	いじめを行う子のストレス等に寄り添うことが教職員の責務。 「助けてと言える」環境を整えると、子どもが相手に「いや」と言うこともできる。この環境づくりには、対話を取り入れた学級経営や、自分の権利について知る民間のプログラムなどが有効と考えるので検討してほしい。 対話のチャンスを失った時の関係修復については、教職員だけではできないので、心理カウンセラーや社会福祉の関係者の力を借りることも必要。	学校及び学校の教職員がいじめ問題に取り組む上で、ご提案の趣旨を参考にさせていただきます。
	22	各学校でいじめへの対応は、子どもの望む対応になっていない。 富山県射水市のいじめ防止プロジェクトチームによるいじめ対応マニュアルとそれを支える考え方のような具体的なものを示してほしい。	
	23	県教委「いじめ対応充実の手引き」には、担任教師が考えてはいけない例として、次の3項が書かれている。 ・自分の学級で起きたいじめは自分一人で解決する ・自分の学級だけはいじめを起こさない ・自分の学級の問題でなくてよかった 教職員の同僚性をいかに高めることができるか、校長の姿勢が問われる。	

項目	No.	意見等の主旨	県の考え方(条例案への反映等)
保護者の責務	24	「児童生徒がいじめを受けた場合、適切に保護する」とある以上、いじめで学校等休むことも認めて欲しい。またそれを欠席扱いとしないことや休んでいる間の学習面、精神面でのケアを保護者任せにしないで欲しい。	条例案の学校及び学校の教職員の責務に規定する「いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援」に当たっては、ご提案の趣旨も踏まえながら対応していきます。
	25	以下の視点に立ち、条文を修正すべき。 (1)保護者は、子どもの心情を理解し、子どもが心身ともに安心、安全、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むこと。 (2)子どもに対し、いじめが許されない行為であることを理解させること。 (3)(2)において、保護者は、県または学校に支援を求めることができること。	
	26	「家庭内で子どもの権利を尊重し、大人も子どもも、自分や相手の人権を大事にすることを自ら実践し教えること」「いじめの加害をしてしまったわが子には、その原因が家庭にあるかもしれないという共感と理解で過ちを伝えたい」と書いてほしい。	
県民の役割	27	以下の文言を付け加えるべき。 県民は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、県に相談又は情報の提供をすることができる。	ご提案の趣旨は、条例案に規定する県民の「主体的かつ自主的な取組」の一つとして考えています。
いじめ防止基本方針	28	いじめ防止基本方針は、県のいじめ対策の重要な柱になることから、知事と教育委員(会)で構成される「総合教育会議」で策定・決定すること、そのことを条文に盛り込むべき。	いじめ防止対策は、知事部局と教育委員会が連携して取り組んでいく重要事項ですので、必要に応じ総合教育会議において意見交換していきます。
相談体制の充実	29	いじめだけの相談窓口を作っても、子どもは相談できない。不安な気持ちをはき出しているうちに、自分が受けている事態がいじめとわかることが多いと思う。子ども支援条例に明記された相談窓口との整合性を図るべき。 (他に同趣旨の意見 2件)	子ども支援条例における相談機関と十分な連携を図りながら、学校生活における悩み等については、まずは、新年度、教育委員会に設置する「学校生活相談センター」で対応していきます。
	30	相談窓口を乱立させるのは子どもに分りづらい。子どもは迷ってしまい、スムーズな相談ができない可能性がある。支援条例の窓口と一本化を図っていただきたい。	

項目	No.	意見等の主旨	県の考え方(条例案への反映等)
相談体制の充実	31	「県は、児童生徒や保護者が、秘密が他に漏れぬ等、安心して相談できるよう、長野県の未来を担う子どもの支援条例第10条に定める相談窓口を含む、相談体制の充実を図ります。」としてほしい。	児童生徒等の相談に当たっては、引き続き個人情報の取扱いに十分留意していきます。
	32	両親の離婚経験のある子どもに関して、多くは実親と交流を絶たれ、自己肯定感の欠如、愛着障害等を抱えているため、いじめの被害者にも加害者にもなることが多いと考えられ、当該児童生徒への対応が必要。離婚経験家族当事者による相談窓口を期待する。	いじめ問題等の相談に当たっては、条例案の基本理念に掲げるように「いじめがすべての児童生徒が関係する問題」であることを十分踏まえながら対応していきます。
長野県いじめ問題対策連絡協議会	32	いじめ問題について、大人だけで話し合うのではなく、当事者である子どもの意見も取り入れるために、協議会の中に「子ども部会」を設置してほしい。 協議会と、「いじめNO！県民ネットワークながの」の役割の違いが分かりにくい。両者の役割分担を明確にした上で、連携・協力していくことを明記すべき。	ご提案の趣旨を参考に、施策に取り組んでいきます。 なお児童生徒の主体性を醸成するため、新年度に「子どもいじめ防止サミットNAGANO」の開催を計画しています。
	34	協議会において、離婚経験家庭の子どもが抱える問題について当事者不在で協議されることが懸念される。必要に応じて、離婚経験家庭支援に関する経験豊富な者を招集できるように。	いじめ問題対策連絡協議会においては、条例案の基本理念に掲げるように「いじめがすべての児童生徒が関係する問題」であることを十分踏まえながら協議していきます。
県立学校に係る重大事態への対処	35	いじめを受けた子どもや保護者は、重大事態に該当しない場合でも、子ども支援条例に定める子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる旨を挿入してほしい。	いじめの事案で、教育委員会や学校と保護者が対立し解決が困難となった場合には、子ども支援条例に基づき設置される「長野県子ども支援委員会」が対応することが考えられます。
知事の調査等	36	知事の調査にあたっては、「県の未来を担う子どもの支援に関する条例」に基づく、「子ども支援委員会」を活用することを条例上、明記すべき。	知事が調査を行う場合の方法については、その都度判断することになります。子ども支援条例に基づいて設置される「長野県子ども支援委員会」が対応することが考えられます。
	37	いじめ問題は教育委員会だけでは対応できない。大変な問題が生じ、今後そういったことが発生しないための対策を議論する場として総合教育会議を活用し、知事と教育委員会と一緒に解決していくというようなことを条例に盛り込むのが良いのではないかと。	ご提案の趣旨及び改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を踏まえ、条例案に総合教育会議の位置づけを規定しました。
その他	38	子ども支援条例と条例との間で、内容の重複が見られる。また、制定の意義が感じられるように、長野県らしい条例にしてほしい。法に既に記載されていても、理念等で大事なものは盛り込むべき。 (他に同趣旨の意見 1件)	本条例案は、子ども支援条例と相まって推進していくこととしています。 また、条例案には、県民総ぐるみでいじめの克服を目指すこと、教職員の言動が児童生徒に与える影響を認識することの必要性や総合教育会議において再発防止の措置の協議を行うことなどを、本県独自の規定として記述しています。 また、法に記載されていても、「心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与える」、「いじめを行ってはならない」等の大事な文言は確認として盛り込みました。

項目	No.	意見等の主旨	県の考え方(条例案への反映等)
その他	39	いじめ問題の解決主体として子どもを位置づけ、理念化すべき。また、いじめ問題について、子ども同士が語り合い、考えることができる場を設けるべき。	条例案の基本理念に「児童生徒がいじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになることを旨としなければならない」と規定しました。また、新年度に「子どもいじめ防止サミットNAGANO」の開催を計画しています。
	40	条例立案にあたっては、子どもへのアンケート調査や話し合いの場の確保、保護者、教職員への聞き取り調査などをするべき。県の「子ども支援条例」策定過程を見本にして条例化してほしい。 また、子ども向けの条例解説書を作成すべき。	条例案策定にあたっては、関係団体で構成する「長野県いじめ問題対策連絡協議会」で協議のうえ、作成した骨子案についてパブリックコメントを実施し、県民の皆様やいじめ問題に取り組む団体の皆様からもご意見をいただいたところです。 また、条例案の啓発等に規定するとおり、条例案が議決された後速やかに、当事者である児童生徒がこの条例について理解しやすい資料を作成し、児童生徒の主体的・自主的な取組を応援していきます。
	41	いじめを引き起こす環境要因に対する基本的な認識を欠いている。閉鎖的な空間で長時間拘束され、単一的な構成員が単一的な価値尺度で比較され続けると、いじめのリスクが高まると考える。	ご提案の趣旨を参考にしながら、いじめ問題対策に取り組んでいきます。
	42	国連子ども権利委員会が勧告しているような状況(日本の教育システムが競争的なため、子どもたちが強いストレスを感じていること、体や精神の健康に悪影響を与えている。)がいじめの背景にあり、その改善のために何が必要なのかという分析を載せてほしい。	
	43	ごく普通の言葉も「いじめ」と受け止めやすい傾向を持っている子もいるかもしれない。大人の常識を取り払って傾聴してほしい。 また、いじめる子に発達障がい、自閉症の児童が混ざっている可能性もある。そうした障がいへの理解の学習も組み込みながら、教師の人材育成も重要課題にしていきたい。	
	44	「ファシリテーター」養成や、民間のいじめ防止プログラムの実施など、有効な対策を講じてほしい。子どもには関係修復の方法をていねいに体験的に学ばせたい。	